

YouTuberに米国で源泉徴収?!

今や子供のなりたい職業上位にランクインしたYouTuber。ご存じでしょうか？ 米国Google社が運営する動画投稿サイトYouTubeに、自分で作成した動画を投稿して、その動画についての再生数等に応じて米国Google社からお金を受け取るというのがYouTuberのビジネスモデルです。その米国Google社が、今年の6月から米国外に住むYouTuberへの支払いについて、米国での税金分を源泉徴収するとしてニュースになっています。

今までは、米国Google社からYouTuberへの支払いが、広告料として取り扱われていたものを、利用規約の変更により、著作物などの使用料に該当するロイヤルティーとして、YouTuberが作成した著作物（動画）を米国Google社のYouTubeに提供し、その使用料を支払うという考え方に変更されました。米国内国歳入法に基づき、広告料だと必要の無かった源泉徴収がロイヤルティーの場合には、米国Google社が税務情報を収集し、源泉徴収を行い、米国の内国歳入庁（IRS）に報告納税する義務が発生することとなったようです。

米国Google社は、世界各地のYouTuberから税務情報の提出を募り、動画が見られサービスが消費された場所が米国で得られた収益（以下、米国源泉所得）について源泉徴収する意向だが、提出期限までに税務情報が提出されない場合には、全

収益に対して最大で24%が源泉徴収されることになるとしています。

日本居住のYouTuberへの影響は、日米租税条約により、投資所得（配当、利子、使用料）の源泉地国での課税を軽減しており、特に著作権、特許権、商標権及び意匠、その他の使用料を原則免税とすることになっているため、米国Google社に税務情報を提出して、かつ、日米租税条約による源泉税の免除を受ける手続き①租税条約の適用を受ける資格を有する旨の証明書類（個人用「Form W-8 BEN」、法人用「Form W-8 BEN-E」）の提出と保管②米国納税番号（日米租税条約の適用を受けるには、日本の個人番号（マイナンバー）、法人は法人番号）の記載を行えば、源泉徴収されることはありません。

しかし、米国と租税条約を締結していない国に居住するYouTuberや日本居住でも日米租税条約の適用を受けないYouTuberは、税務情報を提出した場合でも、米国源泉所得の30%が源泉徴収されることとなります。

ネットサービスにより発生する収益の全世界的な増加に対応するため、サービスが発生した国で課税するための新しい取り組みが今後も増えていきそうです。